再公告

一 般 競 争 入 札 公 告

月単位週休２日工事

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第５条の規定により公告します。

令 和 8 年 8 月 28 日

長 野 県 住 宅 供 給 公 社

理 事 長　　新田　恭士

記

１　工事の概要及び発注担当部（所）

（１）工事名　　**令和８年度 長野市営住宅 宇木団地外量水器交換工事**

（２）工事箇所　　**長野市三輪九丁目　外**

（３）工事内容　　**水道の各戸量水器が検定有効期間満了のため交換を行う。**

（４）工事期間　　**90日**

（５）発注担当部（所）　　**長野県住宅供給公社 事業部 建築課**

電話 026-227-4322

２　一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

（1）参加資格要件

①	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。	
②	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野市の競争入札参加資格を有する者であること。	
④	長野市が定めた「長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。	
⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業区分要件	**なし**
⑦	業種	**管工事**
⑧	資格総合数値	**Ａ、Ｂ**
⑨	同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件	**なし**
⑩	営業所の所在地に関する要件	**長野市内に本店を有する者。**
⑪	その他	

３　競争参加資格等の確認手続き

（1）本競争入札の参加希望者は、（3）に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

（2）**申請書等の提出は次のとおりとする。**

ア　**申請書等**

1.　**一般競争参加資格等確認申請書（様式１）**

2.　**施工実績（令和６年度、７年度）（様式２）**

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3.　**配置予定技術者の資格・経験（様式３）**

4.　**建設工事入札参加資格の通知等の写し**

※申請時から入札日までの間に資格総合数値が更新された場合は、入札日時点の資格総合数値を基準として確認を行うため、資格確認結果通知後であっても入札参加資格を取り消す場合がある。

5.　**経営事項審査の結果通知書の写し**

当該入札に係る契約予定日の１年７ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営記簿等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

6.　**郵便封筒（確認結果通知返送用）**

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ　申請書等は持参又は郵送により受付ける。

ウ　提出部数は、正本１部とする。

（3）**申請書等の受付は、次のとおりとする。**

なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア　受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間　　**令和8年9月7日**　　から **令和8年9月9日**　　まで

受付時間　　**午前9時から午後4時まで**

イ　受付場所は次による発注担当部（所）とする。

窓口受付　　**長野県住宅供給公社 事業部 建築課　電話 026-227-4322**

長野県住宅供給公社 松本事務所　電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）

380-0836
長野市大字南長野南県町 1003-1
長野県住宅供給公社　事業部　建築課

（4）その他

ア　申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ　提出された申請書等は返却しないものとする。

エ　申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

４　確認結果の通知

（1）**確認結果は、令和8年9月14日付け郵送で申請者に通知する。**

（2）都合により、（1）の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

５　一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

（1）一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

（2）（1）の説明を求める場合には、書面により次のとおり受付けるものとする。

ア　本書面は、４（1）の確認結果通知日の翌日から７日以内に提出するものとする。

イ　受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ　書面は持参又は郵送によるものとする。

（3）発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

６　入札及び開札執行の日時及び場所

（1）**入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。**

ア　入札日時　　**令和8年9月29日**　　**10時30分**

イ　入札場所　　**長野市大字南長野南県町1003－1**

長野県住宅供給公社　１階会議室

（2）開札は入札終了後、入札会場で行う。

（３）留意事項

ア　一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（４で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。

イ　工事費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）１部を入札時に提出すること。なお、工事費内訳書には、令和７年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載するものとする。

ウ　入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、入札に際して委任状を提出すること。

エ　本工事は長野県の令和８年（2026年）6月25日付　８建住台227号「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（建築工事）」の対象工事とする。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kenchikugijutsu/tyuutou.html

７　設計図書等

（１）設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書、共通仕様書・特記仕様書、現場説明書・条件明示書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。

（２）設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式４）により次のとおり受付けるものとする。

ア　本書面は４の(１)の確認結果通知日の翌日から７日以内に提出することとする。

イ　受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ　書面は持参又は郵送によるものとする。

（３）(２)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に回答するものとする。

８　入札の執行

（１）入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。

（２）入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。

（３）この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

（４）落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価をもって入札する場合を除き当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）で落札決定とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、「契約希望金額」とは、消費税額等又は仕入れに係る消費税額等相当額を含む金額をいう。（以下同じ。）

（５）一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

（６）入札回数は、２回を限度とする。なお、第２回の入札で落札者がいない場合は、第２回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は２回を限度とする。

（７）落札とすべき同額の入札をした者が２人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

（８）入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(７)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

９　低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

（低入札価格調査対象者となった場合、あらかじめ辞退する意向のある者は、調査事前辞退届（同要領 様式７）を入札時に提出すること。）

10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実と認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。

(2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。

2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の５（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。

3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。

5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。

(1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。

(2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。

6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

12 契約書（案）及び入札心得並びに各要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」、「長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る公共工事の前金払に関する取扱要領」を公社ホームページに掲示する。

13 契約の時期

本件契約については、１０により落札者が決定した日の翌日から起算して７日以内（休日を含む。ただし、７日目が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

（1）請負代金額が500万円以上の建設工事については、請負代金額の４割の範囲で前払い金を請求することができる。

（2）部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。

ア　50万円以上500万円未満　　１回

イ　500万円以上1,000万円未満　　２回

ウ　1,000万円以上3,000万円未満　　３回

エ　3,000万円以上5,000万円未満　　４回

オ　5,000万円以上1億円未満　　５回

カ　1億円以上　契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円で除して得た数の整数部分に５を加えた回数

15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書（案）第４条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が、100万円未満の工事については、入札心得第13(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の工事において、入札心得第13(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 火災保険等付保の要否

（1）落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。

（2）前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。

（3）工事目的物及び工事材料等を(1)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

（1）公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書

（2）虚偽の申請を行った者の入札した入札書

（3）参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、２（１）の要件を欠いた者の入札した入札書

（4）入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書

（5）同一人がした２通以上の入札書

（6）入札参加者が協定して入札した入札書

（7）金額を訂正し、訂正印のない入札書

（8）入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

（9）代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(11) 工事費内訳書の提出を求めた工事において、工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

(12) 上記(１)から(11)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

18 その他

（１）入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。

（２）入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。

（３）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。

（４）本公告に係る「申請書」「資料」「工事費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。

（５）本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。

（６）その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式１

一 般 競 争 参 加 資 格 等 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

長野県住宅供給公社
理 事 長　新田　恭士　様

申 請 者　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　㊞
（権限を有する営業所長等が提出する場合は当該所長の氏名）
担 当 者 氏 名　　㊞
電 話 番 号
ＦＡＸ番号

下記により公告のあった工事に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公　告　日	**令和8年8月28日**
工事名	**令和８年度 長野市営住宅 宇木団地外量水器交換工事**

様式２

施工実績（令和６年度、７年度）

会社名：

項目 ＼ NO		1	2	3
工事名称等	工事名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事期間			
	受注形態等 該当するものに○	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率＿＿＿＿％	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率＿＿＿＿％	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率＿＿＿＿％
備　　考				

入札保証金納付の免除を希望する者は、過去２年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について２件以上記載すること。

①「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。

②「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね７０％を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※　共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

様式３

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名：

項目・氏名				
最終学歴				
法令による免許				
工事等の経験	工事名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事期間			
	従事役職			
	工事名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事期間			
	従事役職			
	工事名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事期間			
	従事役職			

様式４

質　問　書

提出日：令和　　年　　月　　日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和8年8月28日	
工事名	令和８年度 長野市営住宅 宇木団地外量水器交換工事	
工事箇所	長野市三輪九丁目　外	
質問書提出者	住　　所	
	商号又は名称	
	電話・ＦＡＸ	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回　　答	

特　記　仕　様　書

１．工　事　名　称　　令和８年度　長野市営住宅　宇木団地外量水器交換工事

２．工　事　場　所　　長野市三輪九丁目　外

３．工　事　概　要　　水道の各戸量水器が検定有効期間満了のため交換を行う。
・宇木団地３号棟、４号棟
・上松東団地１号棟、２号棟
・返目団地３号棟
・柳町団地12号棟

４．仕　　様　　書　　(a)　特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」最新版及び「公共住宅改修工事共通仕様書」最新版並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備各工事編）」最新版及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備各工事編）」最新版による。
(b)　工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（最新版）」の総則編１．３．１足場、その他の２に規定されている「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年４月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
(c)　設計図書のくい違い、不明箇所等は入札に先立ち所定の期間に質疑し、回答を受けるものとする。なお、入札後に生じた疑義については公社係員と協議し施工すること。
(d)　本工事における設計図書の優先順位は、①現場説明書（補足訂正、質疑応答を含む）、②特記仕様書、③設計図、④工事共通仕様書とする。
(e)　工事の施工に起因する契約不適合の補償は受注者が負担すること。
(f)　本工事にかかる諸官庁への手続き及びそれにかかる費用は、本工事に含むものとする。

５．責　任　保　証　　工事しゅん工引渡し後特記あるものを除き、工事の施工に起因した事故が生じた時は、引き渡しを受けてから２年以内、設備機器本体等においては引き渡し時の発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求した場合（一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については引き渡しを受けた日から１年以内）は、期日を定め補修工事をし、工事監督員の検査を受けること。

６．工事内容及び施工上の注意　　(a)　工事にあたっては各団地の管理人と連絡を取り合うと共に、各入居者と量水器の交換日時（断水）等について十分打ち合わせを行い、トラブルの無いよう施工計画を立て、施工時に配慮するとともに安全管理には万全を期すること。
(b)　工事に先立ち、本工事実施に係る入居者への事前周知文書等を作成し、監督員の承諾を得た後、全戸へ配布すること。
(c)　宇木団地・上松東団地は奇数月検針、柳町団地・返目団地は偶数月検針のため施工期間を考慮する。
(d)　給水装置の各戸メーター取替報告書を作成し、期日までに長野市上下水道局あてに報告すること。
既設取外品と新設品の部屋番、新旧器物番号対比表を作成すること。
(e)　給水設備
(1) 長野市指定給水装置工事事業者規定に基づく、長野市上下水道局指定給水工事事業者が施工すること。
(2) 交換に伴う断水時間は最小限とし、完了後は各器具において空気抜きを行うこと。
(3) 工事場所付近にある入居者所有物の取扱いには十分注意し、トラブルの無いようにすること。
(4) 新規量水器は各戸毎、器物番号を記録した報告書を作成し、監督員に提出すること。
(5) 量水器交換後約１週間経過で量水器の動作状況を全戸再確認し、指針の記録を残すこと。
(f)　撤去工事
(1) 撤去した量水器は受注者の責任において３ヶ月間保管し、その後適法処分する。
(2) 既設量水器の収納箱、保温材、通信ケーブルは再使用するため、取扱いに注意すること。
(3) 各団地の配線状況の確認を行ってから施工すること。
(g)　工事中は各工事ごと十分な養生を行うとともに、常に現場内の整理・整頓を怠らないこと。
(h)　工事中、工事箇所以外の不良箇所を発見した場合は、公社係員に報告し別途協議すること。
(i)　工事完成時は現場内外の後片付け、清掃を入念におこなうこと。
(j)　暴力団関係者等による被害を受けた場合は、速やかに警察に被害届を提出すること。

７．使用材料等承認　　工事の実施に先立ち使用材料の承認申請、施工計画等を作成し公社係員の承認を得ること。

８．書類及び報告書　　(a)　工事の竣工検査完了後、試験成績表・保証書・出荷証明書・報告書・完成図等をＡ４版にファイルして提出すること（保証期間及び内容は公社係員と協議すること）。
(b)　写真は、工事名・撮影対象物・日時等を写し込み、必要事項を記入のうえ竣工写真と合わせて工事用アルバム（Ａ４版）に整理し、書類等と併せて提出する。なお撮影箇所・時期は、工事着手前・災害事故発生時・工事施工中（隠ぺい部分その他公社係員の指示する箇所）とし、写真は原則としてカラーサービス版とする。

９．発生材の処分　　(a)　取り壊し及び発生材の処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令により適正に実施する。
(b)　受注者自らが廃棄物（解体材等）の処理（分別、保管、収集、運搬、処分の一連の行為をいう。以下同じ。）を行う場合は、廃棄物処理法に基づき、適正に行うこと。
(c)　廃棄物（解体材等）の処理の全部又は一部を下請人に委託するときは、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。
(d)　廃棄物（解体材等）の分別を徹底し、再利用及び再生資源化に努める。
(e)　竣工したときは、最終処分地の案内図、処分写真マニフェスト制度に基づくA票、B2票、D票及びE票の写しを提出すること。下請人に委託したときは、産業廃棄物処理業の許可の写を提出すること。

10. 建築業退職金制度について　　(a)　受注者は、建退共制度に係る共済証書を購入し、該当する作業者がいる場合は証紙を発行すること。
(d)　受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者の建退共制度への加入並びに、共済証紙の購入及び貼付を促進するように努めること。
(c)　請負代金額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書を契約締結後１ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合等は、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

11. そ　の　他　　電気、水道、ガス等入居者の生活上必要な諸機能を停止するときは入居者に事前に告知すること。

改修対象住宅

団地名・棟番号	住宅戸数	量水器口径	量水器個数	備　　考
宇木団地　３号棟	36 戸	20 ㎜	36 台	電子式水道メーター（EKDA型）
宇木団地　４号棟	29 戸	20 ㎜	29 台	電子式水道メーター（EKDA型）
上松東団地　１号棟	56 戸	20 ㎜	56 台	電子式水道メーター（EKDA型）
上松東団地　２号棟	59 戸	20 ㎜	59 台	電子式水道メーター（EKDA型）
返目団地　３号棟	24 戸	20 ㎜	24 台	電子式水道メーター（EKDA型）
柳町団地　12号棟	49 戸	20 ㎜	49 台	電子式水道メーター（EKDA型）
		合　計	253 台	

長野県住宅供給公社
〒380-0836
長野市大字南長野南県町1003-1
TEL 026-227-4322　FAX 227-4190

部　長	課　長	調整幹　課長代理	係　員	担　当

工事名称	令和８年度　長野市営住宅　宇木団地外量水器交換工事			図面番号
図面名称	特記仕様書・機器表	縮　尺	日　付 2026/05	1 / 3

宇木・返目・上松東団地案内図 S=NON

宇木団地３号棟

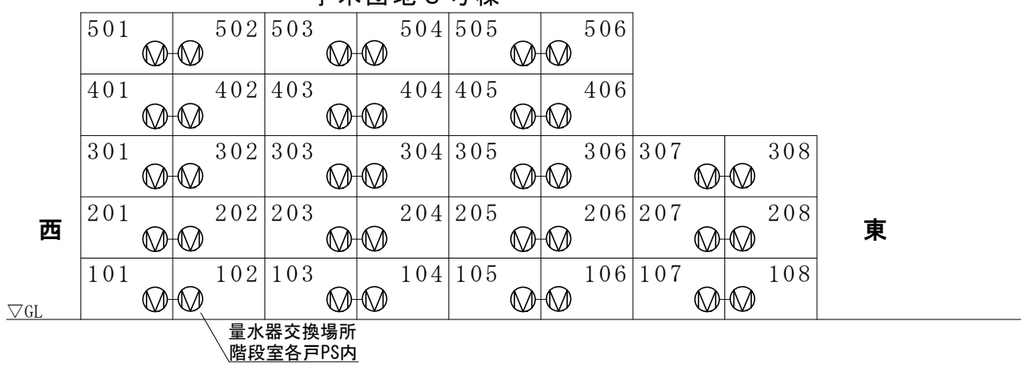

宇木団地４号棟

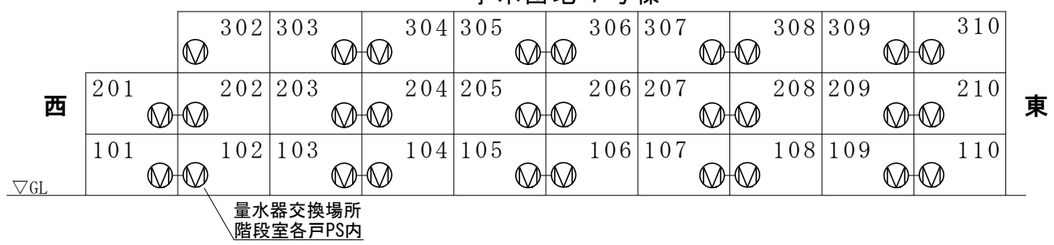

市営住宅宇木団地３，４号棟 機器配置図　S=NON

返目団地３号棟

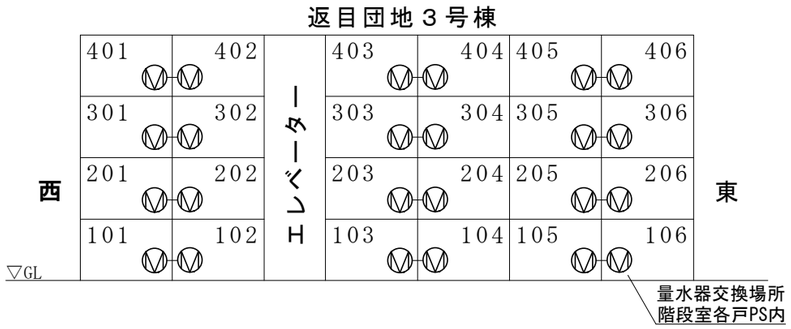

市営住宅返目団地３号棟　機器配置図　S=NON

長野県住宅供給公社
〒380-0836
長野市大字南長野南県町1003-1
TEL 026-227-4322　FAX 227-4190

部長	課長	調整幹	課長代理	係員	担当

工事名称	令和８年度　長野市営住宅　宇木団地外量水器交換工事		図面番号
図面名称	団地案内図・機器配置図	縮尺	日付 2026/05
			2 / 3

柳町団地案内図 S=NON

柳町団地12号棟

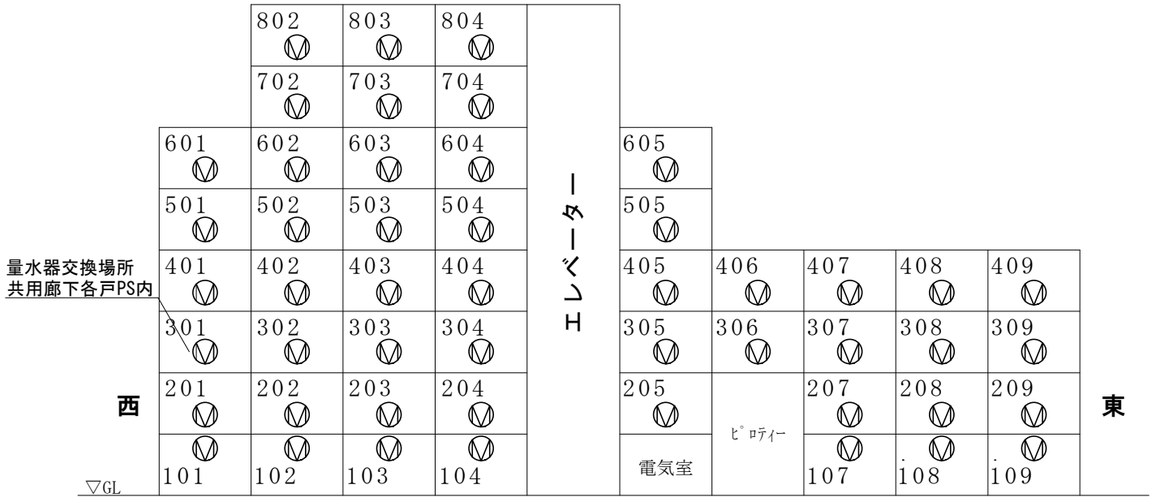

市営住宅柳町団地12号棟 機器配置図 S=NON

上松東団地１号棟

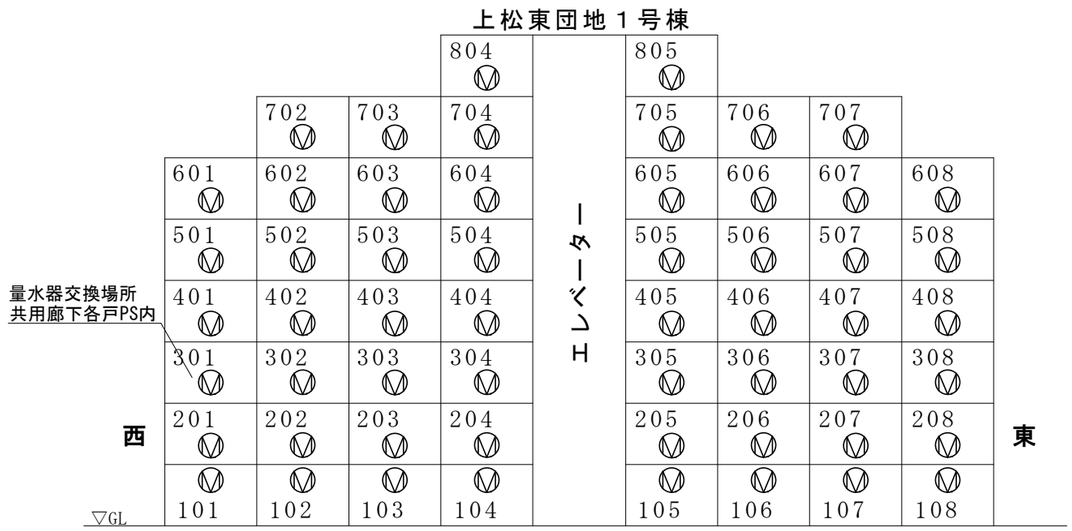

上松東団地２号棟

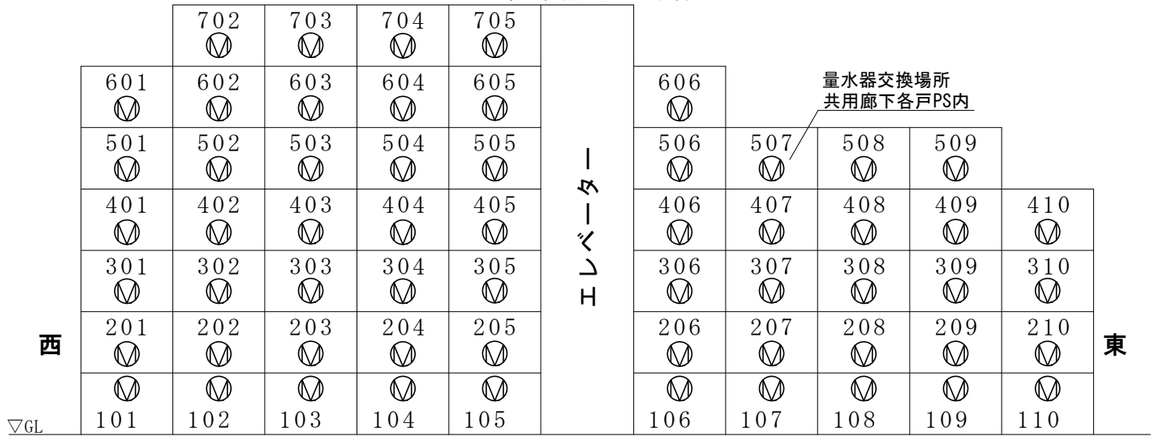

市営住宅上松東団地１，２号棟 機器配置図 S=NON

長野県住宅供給公社
〒380-0836
長野市大字南長野南県町1003-1
TEL 026-227-4322 FAX 227-4190

部長	課長	調整幹	課長代理	係員	担当

工事名称	令和８年度 長野市営住宅 宇木団地外量水器交換工事		図面番号
図面名称	団地案内図・機器配置図	縮尺	日付 2026/05

参考数量

令和8年度　長野市営住宅

宇木団地外量水器交換工事 内訳明細書

月 単 位 週 休 2 日 工 事

長野県住宅供給公社

1.　工 事 名　　令和8年度 長野市営住宅
　　宇木団地外量水器交換工事

2.　工事場所　　長野市三輪九丁目 外

3.　工事内容　　水道の各戸量水器が検定有効期間満了のため交換を行う。
・宇木団地3, 4号棟
・上松東団地1, 2号棟
・返目団地3号棟
・柳町団地12号棟

金　　額＿＿＿＿＿＿＿＿円

消 費 税＿＿＿＿＿＿＿＿円

総　　計＿＿＿＿＿＿＿＿円

令和8年度 長野市営住宅 宇木団地外量水器交換工事

No.	名　　称	規　　格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	総　括　表						
Ⅰ	直接工事費						
1	宇木団地量水器交換工事		1.0	式			
2	上松東団地量水器交換工事		1.0	式			
3	返目団地量水器交換工事		1.0	式			
4	柳町団地量水器交換工事		1.0	式			
	Ⅰ　　計	直接工事費計					
		うち材料費					
		うち労務費					
Ⅱ	共通費						
1	共通仮設費		1.0	式			
2	現場管理費		1.0	式			
		うち建退共制度の掛金	1.0	式			
		うち法定福利費事業主負担額	1.0	式			
		うち安全衛生経費	1.0	式			
3	一般管理費		1.0	式			
	Ⅱ　　計	共通費計					
	合　　計	Ⅰ+Ⅱ	1.0	式			
Ⅲ	消費税等相当額	10%	1.0	式			
	総　合　計						

令和8年度 長野市営住宅 宇木団地外量水器交換工事

No.	名　　称	規　　格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
Ⅰ	直接工事費						
1	宇木団地量水器交換工事						
-1	3号棟						
	電子式水道メーター交換	20㎜ EKDA型(パッキン付) 試験・調整、保温取外し、取付共	36.0	台			
	量水器電線結線費	3.5㎟以下3芯	36.0	台			
	既存水道メーター撤去		36.0	台			
	既存水道メーター処分	積込・運搬費含む	36.0	台			
	1-1　　計						
-2	4号棟						
	電子式水道メーター交換	20㎜ EKDA型(パッキン付) 試験・調整、保温取外し、取付共	29.0	台			
	量水器電線結線費	3.5㎟以下3芯	29.0	台			
	既存水道メーター撤去		29.0	台			
	既存水道メーター処分	積込・運搬費含む	29.0	台			
	1-2　　計						
	1　　計						
2	上松東団地量水器交換工事						
-1	1号棟						
	電子式水道メーター交換	20㎜ EKDA型(パッキン付) 試験・調整、保温取外し、取付共	56.0	台			
	量水器電線結線費	3.5㎟以下3芯	56.0	台			
	既存水道メーター撤去		56.0	台			
	既存水道メーター処分	積込・運搬費含む	56.0	台			
	2-1　　計						

No.	名　　称	規　　格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
-2	2号棟						
	電子式水道メーター交換	20㎜ EKDA型(パッキン付) 試験・調整、保温取外し、取付共	59.0	台			
	量水器電線結線費	3.5㎟以下3芯	59.0	台			
	既存水道メーター撤去		59.0	台			
	既存水道メーター処分	積込・運搬費含む	59.0	台			
	2-2　　計						
	2　　計						
3	返目団地量水器交換工事						
	3号棟						
	電子式水道メーター交換	20㎜ EKDL型(パッキン付) 試験・調整、保温取外し、取付共	24.0	台			
	量水器電線結線費	3.5㎟以下3芯	24.0	台			
	既存水道メーター撤去		24.0	台			
	既存水道メーター処分	積込・運搬費含む	24.0	台			
	3　　計						
4	柳町団地量水器交換工事						
	12号棟						
	電子式水道メーター交換	20㎜ EKDA型(パッキン付) 試験・調整、保温取外し、取付共	49.0	台			
	量水器電線結線費	3.5㎟以下3芯	49.0	台			
	既存水道メーター撤去		49.0	台			
	既存水道メーター処分	積込・運搬費含む	49.0	台			
	4　　計						

No.	名　　称	規　　格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
Ⅱ	共通費						
1	共通仮設費						
	準備費		1.0	式			
	仮設建物費		1.0	式			
	工事施設費		1.0	式			
	環境安全費		1.0	式			
	動力用水光熱費		1.0	式			
	整理清掃費		1.0	式			
	機械器具費		1.0	式			
	その他	提出物(書類､写真)費等	1.0	式			
	1　　計						

現　場　説　明　書

長野県住宅供給公社

１　総則

⑴　本現場説明書は、「公共住宅建設工事共通仕様書」及び「公共建築工事標準仕様書」に定める施工条件に関する特記事項として適用すること。

⑵　本工事は、別冊設計図書、特記仕様書、現場説明書、質問回答書及び監督員の指示に基づき施工すること。

⑶　設計図書に明示されていない事項であっても、工事完成に必要な軽微な事項については、受注者の責任において施工すること。

⑷　受注者は、関係法令、条例及び関係機関の指導等を遵守し、適正に施工すること。

２　工程関係

⑴　施工時間

ア　作業時間は、原則として午前８時から午後５時までとすること。

イ　早朝、夜間及び休日に騒音・振動を伴う作業を行わないこと。ただし、工程上やむを得ず実施する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

ウ　資材搬入、搬出及び工事車両の出入りについては、周辺交通、居住者、施設利用者等に配慮した時間帯とすること。

⑵　週休２日工事

ア　本工事は週休２日工事の対象工事である。「長野市週休２日工事実施要領」に従い取り組むものとする。

（参考）「長野市週休２日工事実施要領令和７年１０月１日施行」

https://www.city.nagano.nagano.jp/documents/21130/syu1001.pdf

⑶　関連工事

ア　本工事に関連する別途発注工事及び近接工事がある場合は、受注者間で工程調整を行い、円滑な施工に努めること。

３　安全対策及び近隣対応関係

⑴　安全管理

ア　受注者は、工事期間中、工事災害、公害及び事故防止に努めるとともに、下請業者を含め安全管理を徹底すること。

イ　現場内外の安全対策については、関係法令に基づき適切に実施すること。

⑵　近隣対応

ア　受注者は、居住者、施設利用者及び近隣住民に対し、工事内容、施工期間、騒音作業予定等について必要な周知を行い、理解と協力を得るよう努めること。

イ　居住中又は施設運営中の施工がある場合には、原則として関係者の立会いのもとに実施し、居住者、施設利用者等の安全及び生活環境に十分配慮すること。

ウ　執務並行又は居住並行による施工となる場合は、作業時間、騒音作業日、搬入動線、養生範

囲等について、監督員と協議すること。

エ　工事に伴う騒音、振動、粉じん、臭気、資材片飛散等による被害を防止するため、必要な措置を講じること。

オ　工事用車両については、道路関係法令を遵守し、周辺交通及び歩行者の安全確保に努めること。

カ　工事に伴う苦情、事故又は紛争が発生した場合は、速やかに監督員へ報告し、受注者の責任において適切に対応すること。

⑶　交通誘導及び安全施設

ア　工事内容に応じ、必要な交通誘導警備員、保安施設、養生等を設置すること。

イ　交通誘導業務を委託する場合は、警備業法に基づく認定業者とすること。

⑷　近隣家屋調査

ア　監督員が必要と認めた場合は、着工前に近隣家屋等の現況調査を行い、写真その他記録を提出すること。

4　仮設及び工事用設備関係

⑴　仮設物

ア　受注者は、工事内容に応じ必要な仮囲い、仮設間仕切り、その他仮設物を設置し、適切に維持管理を行うこと。

イ　仮設物の仕様、設置位置及び設置期間については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を受けること。また、指定仮設がある場合にはその指示に従うこと。

ウ　共用部分の使用制限、エレベーター、駐車場の使用等については、施設管理者等と調整を行うこと。

⑵　工事用電力等

ア　工事用電力、用水、通信設備等については、受注者の負担により関係機関と協議のうえ使用すること。

イ　分離発注工事がある場合は、建築主体工事受注者が関係受注者間の調整を行うこと。

⑶　監督員事務所等

ア　監督員事務所を設置する場合は、規模、備品及び設置場所について監督員と協議すること。

イ　必要に応じ、監督員、居住者及び施設利用者用駐車場を確保すること。

⑷　工事用道路

ア　工事用道路は、道路管理者等と協議のうえ使用すること。

イ　工事用道路の維持管理は受注者の責任において行い、損傷等が生じた場合は速やかに復旧すること。

5　施工関係

⑴　施工計画書

ア　受注者は、工事着手前に施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。

イ　施工計画書には、工程、安全管理、仮設計画、施工方法、品質管理、建設副産物処理計画等を記載すること。

⑵　品質管理

ア　受注者は、自主検査を実施し、必要に応じ監督員の立会検査を受けること。

イ　配筋、躯体、防水、隠蔽部、その他重要工程等については、監督員の確認を受けた後、次工程へ進むこと。

ウ　施工図、試作品、モックアップ等について監督員の指示がある場合は、これを作成し、監督員の承諾を受けること。

エ　解体撤去を行う工事において、設計図書に示されていない隠蔽部の不具合、アスベスト等が確認された場合は、速やかに監督員へ報告し、協議すること。

6　建設副産物関係

⑴　建設副産物の処理については、関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守すること。

⑵　施工計画書、実施報告書等について、監督員の指示により提出すること。なお、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理を委託した場合は、これを証する資料（マニフェストＡ票、Ｂ２票、Ｄ票及びＥ票）を常備・保管すること。

⑶　再生資源利用促進計画等の作成対象工事にあっては、必要書類を提出し、適切に実施すること。

7　保険関係

⑴　受注者は、建設工事請負契約書第 56 条の規定に基づき、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び仮設物等について、火災保険、建設工事保険その他必要な保険に加入すること。

⑵　受注者は、工事期間中における労働災害及び第三者への損害等に備え、法定外労災補償保険その他必要に応じた保険に加入すること。

⑶　保険期間は、原則として契約日から引渡し完了日までとし、保険金額は請負金額以上を基本とする。なお、請負契約金額の変更があった場合は、速やかに変更手続きを行うものとする。

⑷　受注者は、保険契約を締結したときは、保険証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。なお、年間契約等により包括的に加入している建設工事保険については、当該工事が保険対象であることを証する保険付保証明書その他これに類する書類を提出すること。

8　情報共有・業務効率化

⑴　受発注者は、円滑かつ効率的な工事執行に努め、適切な工程管理及び情報共有を行うこと。

⑵　協議、提出書類等については、速やかな対応に努めること。

9　工事写真

⑴　工事写真は、工事着手前、施工中、完成時及び監督員が必要と認める箇所について撮影すること。

⑵　隠蔽部分その他後日確認が困難となる箇所については、重点的に撮影すること。

⑶　工事写真は、工事名、撮影内容、撮影日等を整理のうえ提出すること。

10　その他

⑴　設計図書に関する疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

⑵　本現場説明書に定めのない事項については、「公共住宅建設工事共通仕様書」、「公共建築工事

標準仕様書」、関係法令等によること。

⑶　工事に係る手続きについて必要な協力を行うこと。

⑷　工事表示板その他法令等に基づく掲示物を設置すること。

⑸　電子データは、施工図、完成図、完成写真その他監督員が指示する資料をＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに保存し、２部（事業主体用１部、公社用１部）提出すること。なお、媒体のラベル面には、工事名、契約工期、受注者名及びウイルスチェックに関する情報を記載すること。

11　特記事項

⑴　特記事項は、以下のとおりとすること。